

地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書

我が国の経済は、国の経済政策により、全体的には明るい兆しが見られるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多くを占める地方にまで、十分に及んでいない状況にある。また、消費税率の引き上げにより、先行きを懸念している地域企業・生産者は少なくない。地域の隅々までに効果を行き渡らせるためには、地域の特性を生かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小企業・小規模事業者への支援など、地域経済が成長・活性化できる対策を、国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。

雇用情勢に関しても、緩やかに改善してきているとはいえ、正規労働者の比率は依然として低く、厳しい状況が続いている。労働者のうち、約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」に在中で、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては地域経済の持続的な成長のために必要であり、雇用を安定させることは、国の重要な責務である。

現在、国においては、産業競争力会議や規制改革会議などの場において、柔軟で多様な働き方が可能となる雇用制度改革などの検討を進めているが、雇用や長時間労働を誘発する労働者保護規制の緩和は、雇用の不安定化や消費を下支えする労働者の個人消費にも影響を与え、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

よって、国においては、持続的成長につながる経済のさらなる発展と雇用の安定に向け、下記の事項について実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 今後、実施される経済対策は、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済のさらなる発展に資する施策を、国と地方が強力に連携して取り組むこと。

- 2 企業が金銭さえ払えば解決できる雇用制度、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員制度、長時間労働を誘発する恐れのある制度の導入など、雇用の不安定化につながる労働者保護規制の緩和には慎重に対応し、労働者の立場に立った雇用の安定化を図ること。
- 3 非正規労働者が年々増加している中で、消費の拡大や経済の好循環を生み出すためにも、派遣労働者などの不安定な雇用から、安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向け、関係する法律の整備を行うこと。
- 4 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 田村憲久様
経済産業大臣 茂木敏充様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利明様
内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲田朋美様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様